

告 示

埼玉県告示第五百六十六号

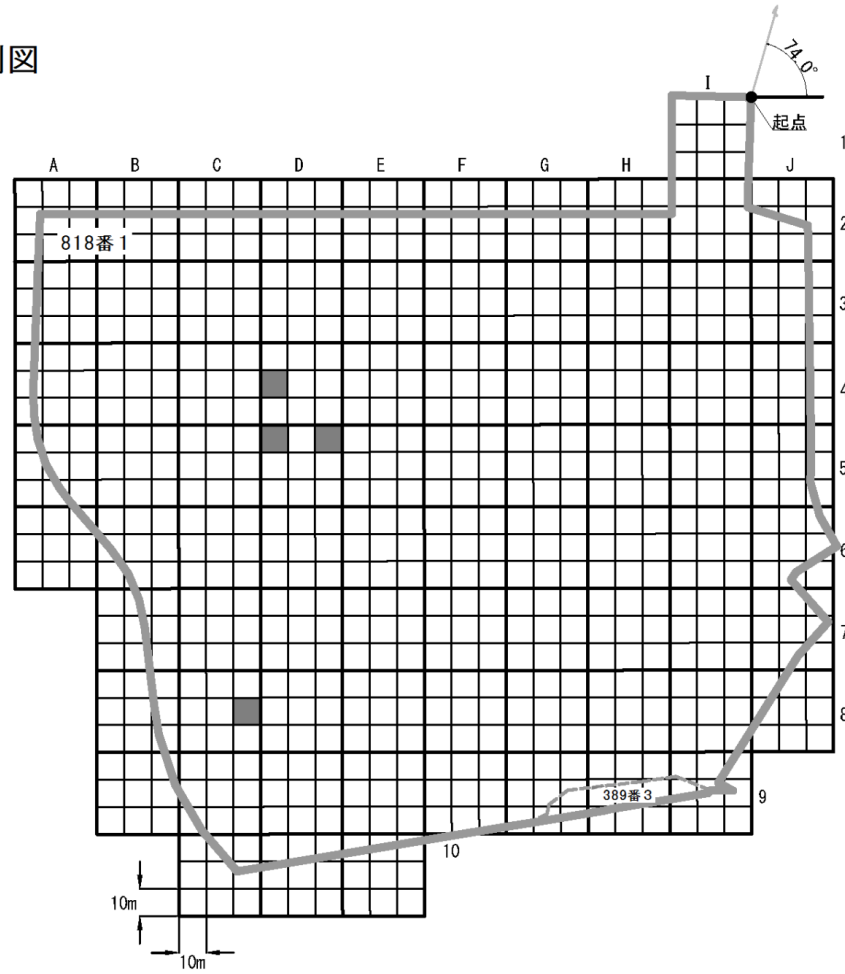
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第五百七十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十八年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字大山八百十八番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



起点
起点は北足立郡伊奈町大字小室字大山818番1
旧がんセンターの敷地の最北端とする。

格子の回転角度 74.0°

- 解除する区域
- 敷地境界
- - 地番境界